

【令和7年度版】

冷凍食品認定制度

第1編

冷凍食品認定制度要綱
冷凍食品製造工場認定要領



令和6年5月22日
一般社団法人 日本冷凍食品協会

目 次

冷凍食品認定制度〔第1編〕

・冷凍食品認定制度要綱	2
・冷凍食品製造工場認定要領	4
第1章 冷凍食品製造工場の認定	4
第2章 認定委員会	6
第3章 凍食品製造工場の初回認定申請手続	7
第4章 認定工場の更新認定申請手続	8
第5章 認定工場における変更の届出	9
第6章 認定工場の定期検査、製品検査、工場指導及びオプション支援	9
第7章 認定工場の責務	10
(別記1) 認定証票の様式、表示方法及び禁止事項	11
(別記2) 認定制度にかかる費用	12

冷凍食品認定制度要綱

(目的、構成)

- 第1条 冷凍食品産業の発展及び消費者の信頼性を確保するため、一般社団法人日本冷凍食品協会(以下、「協会」という。)は、HACCPに対応した冷凍食品認定制度(以下、「認定制度」という。)を設け、冷凍食品の品質及び安全の向上を図る。
- 2 認定制度は、基本的な重要事項となる冷凍食品認定制度要綱(以下、「制度要綱」という。)、認定制度を運営するための冷凍食品製造工場認定要領(以下、「認定要領」という。)及び冷凍食品製造工場が守るべき管理基準となる冷凍食品製造工場認定基準(以下、「認定基準」という。)により構成される。
- 3 認定制度は、冷凍食品業界を取り巻く社会環境の変化や課題に対応するため、隨時見直しを行う。

(冷凍食品の定義、製品分類)

- 第2条 冷凍食品とは、選別、洗浄、不可食部の除去等の前処理及びこれらを加熱、調味、成型処理等を行ったものを急速凍結し、-18℃以下で凍結状態を保持した包装食品をいう。
- 2 冷凍食品の製品分類は、水産冷凍食品(水産物の冷凍食品)、農産冷凍食品(農産物の冷凍食品)、畜産冷凍食品(畜産物の冷凍食品)、その他の冷凍食品(パンや菓子類等の冷凍食品)及び調理冷凍食品(水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、その他の冷凍食品以外の冷凍食品)とする。

(認定工場)

- 第3条 認定工場は、認定基準の各項目について審査を受け、認定されたものをいう。

(認定証票、様式及び表示方法)

- 第4条 「認定証票」は、認定工場で生産する冷凍食品の容器・包装に表示することができる。
- 2 「認定証票」の様式、表示の方法及び禁止事項は、別記1に定める。

(認定製品)

- 第5条 「認定証票」を表示した冷凍食品を「認定製品」という。

(認定制度の改定、廃止)

- 第6条 認定制度を改定または廃止しようとするときは、協会に設置された品質・技術部会で決定しなければならない。

(業務委託)

第7条 協会は、冷凍食品認定制度における認定に関する認定調査、定期検査、工場指導等の実施及び別記2に定める認定制度に係る費用(認定審査料、旅費及び認定証票使用料等)の徴収等を一般財団法人日本食品検査(以下、「JFIC」という。)に委託する。

(附則)

制定日	施行日
平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日

改定日	施行日
平成 23 年 6 月 13 日	平成 23 年 9 月 1 日
平成 24 年 11 月 14 日	平成 25 年 4 月 1 日
平成 27 年 3 月 23 日	平成 27 年 4 月 1 日
令和 2 年 11 月 13 日	令和 3 年 4 月 1 日
令和 6 年 5 月 22 日	令和 7 年 4 月 1 日

冷凍食品製造工場認定要領

第1章 冷凍食品製造工場の認定

(目的、構成)

第1条 協会は、認定要綱に定める認定制度の運営を適切に行うため、認定制度の仕組みや運用方法について要領を定める。なお、認定工場が守るべき認定基準は、別途定める。その構成は、以下の通りとする。

基準I 食品安全確保のための組織的な活動及び品質管理の仕組み(以下、「基準I」という。)

基準II 基準Iで定めた仕組みの管理及び運用(以下、「基準II」という。)

基準III 工場の環境、施設・設備に係る要件(以下、「基準III」という。)

2 認定基準を補足するため「冷凍食品認定制度における品質管理の手引き及び基準」、「冷凍食品製造事業者向けHACCPに基づく衛生管理の手引書」(以下、「HACCP手引書」という。)を定める。

(認定の対象工場及び範囲並びに認定調査・認定審査)

第2条 認定を受けることができる工場は、会員が所有する冷凍食品製造工場とする。

2 認定範囲は、工場認定であることから、原則として冷凍食品を生産している工場施設 全体、付帯施設及びこれらの管理部門とする。なお、認定を受けたい場合は、「認定調査」及び「認定審査」を受けなければならない。

3 認定調査は、JFICの認定調査員が実施する。

4 認定審査は、第12条で定める認定委員会が行い、認定の合否判定及び有効期間を 査定する。なお、新たに認定を取得する場合の審査は、「初回認定審査」、認定を継続する場合の審査を、「更新認定審査」という。

(認定の合否判定)

第3条 認定委員会は、認定調査の結果に基づき、認定の合否判定を行う。なお、認定工場 は、次の各号を満たしていかなければいけない。

(1) 基準I、基準II及び基準IIIの各総合評点がいずれも60点以上であること。

(2) 基準I、基準II及び基準IIIの各大項目の評点が全て30点以上であること。

(有効期間の査定)

第4条 認定委員会は、前条で認定した工場について、認定有効期間(以下、「有効期間」という。)を査定する。

2 認定工場の有効期間は、4年を標準とする。但し、4年の評点に満たない場合は、短縮 した有効期間とし、次の表の評点により2年または3年とする。なお、これらの工場に対して は、改善を促すため、工場指導を受けることを義務付ける。

有効期間	基準Ⅰ、基準Ⅱ及び基準Ⅲの評点
4年工場(標準)	各基準の総合評価が全て80点以上
3年工場(短縮)	各基準の総合評価が全て70点以上
2年工場(短縮)	各基準の総合評価が全て60点以上

- 3 認定調査で品質管理等に係わる重大な欠点が確認された場合、前項の有効期間を短縮することができる。
- 4 初回審査における認定日は、認定委員会の審査で認定された日とする。なお、有効期間の満了日は、満了する月の末日とする。

(認定の更新)

第5条 認定工場が認定の更新を希望する場合、第19条で定める更新申請を行い、原則として有効期間満了の2ヶ月前までに更新認定調査を受けなければならない。

(有効期間の延長)

第6条 協会が、認定調査の集中等により認定制度の円滑な運用が困難であると判断した場合、認定委員会は、対象工場の管理状況を個別に評価した上で、有効期間の延長を決定することができる。なお、災害等により有効期間の延長が必要となった場合も、認定委員会で決定することができる。

(認定の一時停止、取り消し)

第7条 認定委員会は、認定工場において、次の各号の一つに該当すると認めたときには、認定を一時停止または取り消すことができる。なお、一時停止期間中は認定証票を使用することはできない。また、取り消した場合には、再度認定申請を受け付けない期間(以下、「欠格期間」という)を定めることができるものとする。

- (1) 災害等により、長期に渡り、正常な稼働が望めないとき。
- (2) 当該認定工場の製品を原因とした事故または事件により、消費者に重大な健康被害を及ぼした場合、または及ぼす可能性があるとき。
- (3) 不当な手段により認定を受けたとき。
- (4) 有効期間中であっても、品質管理水準が大幅に低下したことが認められたとき。
- (5) 認定証票の不適切使用が行われたとき。
- (6) 第31条第1項で定める認定証票使用料を1年以上滞納したとき。
- (7) 第31条第2項第2号、認定数量を意図的に過少申告したとき。
- (8) 正当な理由がなく、工場指導または定期検査を拒否したとき。
- (9) 企業活動において、関係法令、認定制度等に著しく反する行為があったとき。
- (10) 経営が破綻状態に陥ったとき。
- (11) 協会の名誉を著しく傷付けたとき。

- 2 協会は、前項により一時停止あるいは取消しに該当する場合は、その状況を把握するため、当該認定工場に対して立入調査を行うことができる。正当な理由がなく立入調査を拒んだ場合は、直ちに認定を停止し、認定証票の使用を差し止める。また、立入調査を実施する場合は、別記2の立入調査料及び旅費を徴収する。
- 3 第1項とは別に、認定工場より「認定工場一時停止届」を受理した場合、当該工場の認定を一時停止する。また、「認定工場取り下げ届」を受理した場合は、認定を取り消す。
- 4 認定の一時停止期間中に有効期間満了となった場合は、認定を取り消す。
- 5 協会は、認定の一時停止または取り消しを行った場合、当該工場に文書をもって通知する。

(認定の一時停止の解除)

- 第8条 前条により一時停止した認定工場がその解除を望むときは、一時停止事由を解消した旨の報告書と冷凍食品製造工場認定停止解除確認審査申請(以下、「解除確認申請」とい。)を各1部、協会に提出し、解除確認調査及び解除審査を受けなければならない。
- 2 認定委員会は、解除確認調査の結果を基に解除審査を行い、一時停止事由が解消されたと判断した場合一時停止を解除する。解消されない場合は、是正を行った旨の報告書を協会に提出し、協会が受理した場合は、改めて解除確認の再審査申請を行うことができる。

(解除確認審査料の納付)

- 第9条 解除審査の申請者は、解除確認申請書が受理された後、別記2に定める解除確認審査料及び旅費を決められた期日までに納入しなければならない。なお、第8条第2項で定めた解除確認の再審査申請も同様とする。

第2章 認定委員会

(認定委員会の設置)

- 第10条 認定制度の円滑な運用を図るため、認定委員会を置くものとする。

(委員の構成)

- 第11条 認定委員会は、協会に所属しない学識経験者、その他有識者及び協会役員の5名以内で構成する
- 2 委員は、協会会長が委嘱するものとする。

(認定委員会の役割)

- 第12条 認定委員会は、協会の諮問に応じ、認定制度の改定または廃止について審議し、協会に報告する。また、認定制度に関する次の事項を決定する。

- (1) 第3条第1項に定める認定調査の結果に基づく認定の合否判定及び有効期間の査定。
- (2) 第4条第3項で定める有効期間の短縮。
- (3) 第6条に定める有効期間の延長。
- (4) 第7条第1項に定める認定の一時停止とその期間及び認定の取り消し及びその欠格期間。
- (5) 第8条第2項に定める解除確認調査の結果に基づく解除の可否。
- (6) 第18条第2項及び第21条で定める異議申立てに対する対応。
- (7) 認定基準の改定により認定工場の評価が著しく低下する場合、これを緩和するための経過措置の内容。

(利害関係者の意見の表明)

第13条 前条第2号、4号、5号及び6号に利害関係のある者は、認定委員会に出席して意見を述べることができる。

第3章 国内冷凍食品製造工場の初回認定申請手続

(初回認定申請)

第14条 認定を希望する協会の会員(冷凍食品製造工場)は、冷凍食品製造工場認定申請書(以下、「認定申請書」という。)及び認定申請書添付書類を各1部、協会に提出すること。なお、海外の会員にあっては、次条第1項の条件を満たしていることを認定申請書とともに文書で協会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請には、認定要綱第2条第2項の製品分類、別途定める認定分類を明記すること。
- 3 申請にあたっては、次の各号を満たしていると。
 - (1)認定基準にある「認定の基本要件」。
 - (2)冷凍食品の総生産数量が、原則として年間60トン以上、かつ認定数量が12トン以上の見込みであること。
 - (3)品質管理等に習熟した「品質管理責任者」を選任すること。
- 4 協会は、申請書類の審査を行い、合格した場合は、受理する。

(海外工場の認定申請の条件)

第15条 前条で定める海外工場の認定申請にあたっては、以下の条件を満たしていること。

- (1)日本の会員企業が、原則として全額または一部出資していること。
 - (2)日本の会員企業による指導・管理が十分に行うことができること。
- 2 日本の会員企業は、当該海外工場と協会との連絡窓口を設けるとともに、業務指導、会員の年会費及び別記2に定める認定審査料等の徴収等の円滑な遂行に努めるものとする。

(認定審査料の納付)

第16条 認定申請が受理された後、別記2に定める認定審査料及び旅費を、決められた期日までに納入しなければならない。

(認定調査、初回認定審査)

第17条 協会は、第14条の申請を受理した場合、JFICに認定調査を依頼する。認定調査は、JFICが当該申請工場の品質管理状況等について認定基準の各項目について評価を行い、その調査結果を協会に報告する。認定委員会は、第3条及び第4条に基づき認定審査を行い、認定の合否及び有効期間を査定する。

(認定審査結果の通知、異議申立て)

第18条 協会は、前条に基づく認定審査結果を、当該申請者に対し、文書をもって通知する。

2 当該申請者は、前項の通知を受け取った日から15日以内に、認定委員会に対し異議を申し立てることができる。

第4章 認定工場の更新認定申請手続

(更新認定申請、早期更新認定申請)

第19条 認定の更新を希望する認定工場は、冷凍食品製造工場認定更新申請(以下、「更新申請」という。)1部を協会に提出しなければならない。なお、申請手続きは、第14条に準ずるものとし、提出期限は、原則として有効期間満了の3ヶ月前までとする。

2 有効期間満了日の8ヶ月前よりさらに遡って更新申請(以下、「早期更新申請」という)を行うことができるものとする。その場合、早期更新審査によって有効期間が決定した時点で、従前の有効期間は消滅する。早期更新申請の手続、審査等は、認定要領の運用規程(以下、「運用規程」という。)に基づいて実施する。

3 協会は、更新申請または早期更新申請書類の審査を行い、合格した場合は、受理する。

(更新認定審査)

第20条 前条の申請が受理された場合、第17条を準用して更新審査を行う。

(更新審査結果の通知、異議申立て)

第21条 前条の審査結果の通知及び異議を申し立てる場合は、第18条を準用する。

第5章 認定工場における変更の届出

(変更の届出)

第23条 認定工場は、第14条で提出された認定申請書の図面にある製造施設等を変更する場合、変更後の施設で生産を開始する2ヶ月前までに指定の様式に基づき変更内容を

協会に届出なければならない。なお、更新認定以降についても同様とする。また、製造工程を変更した場合は、認定基準及びHACCP手引書に基づき、危害要因分析を行い、必要に応じて衛生管理計画を見直さなければならない。

(変更内容の調査・確認)

第24条 前条に関する変更の内、製造施設等を変更する場合、「運用規程」に従い、必要に応じてJFICが変更内容の調査を行い、その結果を協会が確認する。

第6章 認定工場の定期検査、製品検査、工場指導及びオプション支援

(認定工場従事者への指導教育、品質管理体制の充実)

第25条 認定工場の品質管理及び製造部門に従事する者への指導教育及び、品質管理体制の充実を図るため、JFICが「定期検査」、「製品検査」、「工場指導」及び「オプション支援」を行う。

(定期検査)

第26条 協会は、認定工場の管理状況を継続的に確認するため、「定期検査」を実施する。

2 定期検査は、「運用規程」に基づき行う。

3 定期検査を受けた認定工場は、別記2第2項に定める旅費を、決められた期限までに納めなければならない。

(製品検査)

第27条 協会は、認定工場が生産する冷凍食品の品質・衛生状況等を確認するため、製品検査を実施する。なお、製造工程の変更が行われた場合は、第24条で定めた変更内容の調査時に、製品検査を実施することができる。

2 製品検査は、「運用規程」に基づき行う。

(工場指導)

第28条 協会は、3年工場及び2年工場に対して、品質管理体制改善のための工場指導を行う。

2 工場指導回数は、原則3年工場は年1回、2年工場は年2回とする。

3 工場指導を受けた認定工場は、その費用として、別記2に定める工場指導料及び旅費を、決められた期限までに納めなければならない。

(オプション支援)

第29条 協会は、定期検査や工場指導とは別に、品質管理活動を支援するため、希望があれば、微生物検査支援、官能検査支援、拭取り検査支援等のオプション支援を実施する。

第7章 認定工場の責務等

(品質管理水準の向上)

第30条 認定工場は、自ら品質管理水準の向上に努めなければならない。

(品質及び安全を確保した製品の出荷)

第31条 認定工場は、HACCPに基づく管理を行うとともに認定製品を含む冷凍食品の品質及び衛生検査を実施し、品質及び安全を確保した製品を出荷しなければならない。

(冷凍食品生産数量の報告)

第32条 認定工場は、冷凍食品の総生産数量及び認定製品の生産数量(以下、「認定数量」という)を、所定の様式で、毎月決められた期日までにJFICへ報告しなければならない。

(認定証票使用料の支払い)

第33条 認定工場は、前条で報告された「認定数量」に賦課される認定証票使用料を支払うものとする。なお、その額は、別記2第3項の認定証票使用料表の金額を適用する。

2 認定数量が正しく報告されなかった場合、その内容により以下の措置をとる。

- (1)誤って過少申告した場合:別記2第3項第2号に定める金額を徴収する。
- (2)意図的に過小報告した場合:別記2第3項第3号に定める課徴金を追徴する。
- (3)誤って過大報告した場合:支払われた費用については、原則として返金は行わない。

(品質管理責任者の役務)

第34条 品質管理責任者は、次の各号に努めなければならない。

- (1)認定制度を適切に運用すること。
- (2)第30条から第33条に関する管理運営を行うこと。
- (3)品質管理責任者の代理者を育成すること。
- (4)協会が開催する品質管理責任者講習会に参加すること。
- (5)認定制度に関する窓口として、各種申請や変更届等を遅滞なく行うこと。
- (6)製品回収を決定あるいは法令違反及び健康被害が発生した場合、その内容を速やかに協会に報告すること。

(別記1)

「認定証票」の様式、表示方法及び禁止事項

冷凍食品製造工場認定要綱第6条第2項に定める「認定証票」の様式及び表示の方法は、次の通りとする。

1. 様式



[令和7年度版]

参考[令和3年度版]

2. 表示方法

(1)「認定証票」を、容器・包装に表示する場合は、以下を遵守すること。

①外周円の直径は15mm以上とし、「HACCP」の文字は白抜きとすること。

なお、令和3年度版の認定証票は、令和11年度末まで使用可能とする。

②最小包装単位の容器・包装表面に、文字が正確に読み取れるよう印刷すること。

(2)「認定証票」をラベルで貼付する場合は、一括表示と「認定証票」と一緒に印刷すること。

(3)製品を輸送するための外箱等に「認定証票」を表示する場合は、以下の事項を表示すること。また、当該表示をラベルで貼付する場合は、第2号に準ずること。

- ・商品名
- ・内容量
- ・賞味期限
- ・保存方法
- ・製造業者等

3. 禁止事項

認定工場で生産する冷凍食品以外に「認定証票」を使用することは原則として禁止する。

但し、認定工場の名刺、パンフレット等に印刷することは認めるほか、ホームページに掲載する場合は、認定工場に限定すること。なお、この場合の外周円の直径については、文字が正確に読み取れれば15mm未満であっても差支えない。

(別記2)

認定制度に係る費用

1. 認定審査費用等

認定制度に係る各審査料、工場指導料、立入調査料は下記の通りとする。なお、オプション支援に係る費用は、2. 旅費のみとする。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 認定審査料 | 120,000円 |
| (2) 更新審査料 | 120,000円 |
| (3) 解除確認審査料 | 120,000円 |
| (4) 工場指導料 | 100,000円 |
| (5) 立入調査料 | 100,000円 |

2. 旅費

1. の審査等に必要な旅費は、最寄りのJFIC事業所から認定工場までの往復交通費を合理的に算出する。また、JFIC事業所から遠方の場合は、宿泊費を加算する。

3. 認定証票使用料

認定要領第32条に定める「認定数量」に賦課される認定証票使用料は、次の表の、認定数量区分(トン/月当たり)料率に応じた、認定証票使用料(円/kg)を認定数量(kg)に乗じたものとする。

認定数量区分 (トン/月当たり)			認定証票使用料 (円/kg当たり)
~	10	未満	1.50
10	~	20	1.20
20	~	30	1.00
30	~	40	0.70
40	~	50	0.56
50	~	70	0.44
70	~	80	0.40
80	~	300	0.37
300	~	500	0.36
500	~		0.35

- (1) 認定証票使用の基本料金として 26,400 円を定める。なお、1 年間の認定証票使用料がこれに満たない場合は、次年度当初に追徴する。
- (2) 認定要領第32条第2項第1号に定める認定数量の過少申告が明らかになった場合は、該当する認定製品重量(kg)に訂正前の認定数量区分料率を乗じた金額を、認定証票使用料として徴収する。
- (3) 認定要領第32条第2項第2号に定める認定数量の意図的な過小申告に対する課徴金は、該当する認定製品重量(kg)に 1.5 円を乗じた金額とし、これを追徴する。
- (4) 災害等、当該認定工場の責によらない事由により、工場被害や大きな経済的損失を受け、第1項に定める費用及び認定要領第32条で定める認定証票使用料等の納入が困難となった場合には、その金額の全部または一部を免除することができる。

(附則)

制定日	施行日
平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日

改定日	施行日
平成 23 年 6 月 13 日	平成 23 年 9 月 1 日
平成 24 年 7 月 11 日	平成 24 年 10 月 1 日
平成 24 年 11 月 14 日	平成 25 年 4 月 1 日
平成 25 年 5 月 1 日	平成 25 年 5 月 1 日
平成 26 年 4 月 22 日	平成 26 年 4 月 22 日
平成 27 年 3 月 23 日	平成 27 年 4 月 1 日
平成 28 年 10 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
令和 2 年 11 月 13 日	令和 3 年 4 月 1 日
令和 6 年 12 月 20 日	令和 7 年 4 月 1 日 但し、別記1の令和7年度 版「認定証票」は、1月22日 より使用可能とした。